

議会運営委員会

日 時 令和4年1月20日（木） 午前10時～
場 所 全員協議会室

1 議会活性化の検討について【別紙No.1、2】

(1) 令和3年度の検討状況及び早期検討項目等について

提案数 19項目

検討終了 11項目

{	早期検討6項目
	1～2年を目途に検討2項目
	その他：3項目

※残り8項目のうち早期検討1項目（項目No.14－2）

{	1～2年を目途に検討4項目
	その他3項目

2 その他

(1) 議会運営委員会の行政視察について【別紙No.3】

(2) 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

○傍聴自粛の呼びかけ

(3) タブレット端末及び文書共有システム等について【別紙No.4、5】

(4) 議会日程等

【2月特別議会関係】

1月20日（木） 議運後 幹事会

27日（木） 14：00～ 幹事会

31日（月） 10：00～ 幹事会・議運

※議運事前調整 1月28日（金） 11：00～ （正副議長・正副委員長）

2月 7日（月） 時間未定 定例会（2月特別議会）再開

※議会人事の案件により、本会議、委員会、幹事会等の流れが決定

【裏面に続く】

【3月議会】

2月14日（月） 10：00～ 議運・幹事会（3月議会議案送付）

午後予定 会派会議、広報部会・広聴部会、広報広聴会議

※議運事前調整 2月10日（木） 11：00～ （正副議長・正副委員長）

21日（月） 10：00～ 定例会（3月議会）再開

（5）その他の日程

1月20日（木） 13：30～ 総務文教常任委員会

25日（火） 10：00～ 産業建設常任委員会

27日（木） 10：00～ 環境市民厚生常任委員会

2月18日（金） 13：00～ 議員団研修会（若宮正子氏）

15：00～ 全員協議会（当初予算概要説明）

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋ほか

ver040120

No.	分類	項目	《主な意見》《決定事項》等	検討結果	検討優先度
1	機能強化	副議長・監査委員の質問権の付与	《決定事項》 ・副議長と監査委員に質問権を付与し、来年3月議会から実施する。 ・先例・申合せ115「議長、副議長及び議会選出監査委員は一般質問を行わないのが例である。」から、「副議長及び議会選出監査委員」の文言を外す。 ・監査委員については、前回の会議で議長からも発言があったが、監査委員にしか知り得ない情報で一般質問してはいけない。秘密厳守であることを確認いただくために、先例・申合せには、「監査委員はその任務の性格から良識をもって行う。」を追加する。 ※令和4年3月議会から実施	検討終了	②
2	機能強化	本会議場での休憩時間の取り扱い	《決定事項》 ・個人質問では2人で休憩を挟み、働き方改革を配慮して、正午を越えない形で質問が終わることとする。 ・余裕をもって4日間のスケジュールを組み、次の12月議会から実施する。 ・シミュレーション(令和3年10月21日議運資料)のとおり ※令和3年12月議会から実施	検討終了	①
4	機能強化	決算事務事業評価の再考	《決定事項》 ・決算審査資料である令和2年度決算に関する主要施策報告書(令和3年8月23日配付予定)が届き次第、各常任委員会分科会で事前勉強会を実施して、決算審査に臨む。(従来どおりの分科会方式、事務事業評価等により、決算審査を実施する。) ※令和3年9月議会から実施	検討終了	①
6	機能強化	一般質問の個人質問時間配分の変更	《決定事項》 ・3月議会の一般質問については、4日間とし、1日目で代表質問を全て終える。また、1人(1会派)ずつ休憩を挟む。 ・個人質問は2日目から4日目までの3日間として、質問時間は答弁を含み1人45分を確保し、2人で休憩を挟む。 ・副議長と監査委員も含め、一般質問23人とする。 ・一般質問と常任委員会の審査を別日にする。 ・シミュレーション(令和3年11月8日議運資料)のとおり ※令和4年3月議会から実施	検討終了	①
8-1	情報共有	常任委員会の配信(録画配信)	《決定事項》 ・全員協議会室で開催する常任委員会(条例審議等)を録画配信する。 ※令和3年9月議会から実施	検討終了	③
9-1	情報共有	議会だよりの充実 (動画配信・会議録システムへのリンク)	《決定事項》 ・議会だよりの各議員の一般質問欄にQRコードを付けて、各議員の一般質問の動画、会議録とリンクさせる。 ※議会だより(9月議会号)の各議員の一般質問欄にQRコードを付記し、録画配信とリンク済み。 ※議会だより(12月議会号)の各議員の一般質問欄のQRコードを読み込むと、議会ホームページ内の議員名簿に移行し、各議員の録画配信と会議録を選択できるようにリンクさせる。	検討終了	③

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋ほか

ver040120

No.	分類	項目	《主な意見》《決定事項》等	検討結果	検討優先度
10-1	情報共有	情報発信のあり方(傍聴者対応)	《決定事項》 ・傍聴席からも説明パネル等が見えるよう大型のモニターを設置する。(項目No.14-1の決定事項) ※議場の前・後面へのモニター設置に係る経費について予算要求済み。	検討終了 ※	②
10-2	機能強化	本会議場のBGM	《決定事項》 ・本会議開始前と休憩時(本会議再開前)に20分程度、議場内にBGMを流す。 ・事務局が選曲し、正副議長と正副委員長に相談の上、決定する。 ※令和3年9月議会から実施(うつくしもの)	検討終了	①
11	情報共有	亀岡市ホームページに合わせた、亀岡市議会のページのリニューアル	《決定事項》 ・議会ホームページのリニューアル案(令和3年10月21日議運資料)のとおり ※令和3年10月28日リニューアル済み。	検討終了	③
12	情報共有	会派の行政視察報告をホームページで公開	《決定事項》 ・報告書案(令和3年10月21日議運資料)のとおりとする。 ・視察の概要は、視察先ごとに作成いただき、写真を添付の上で、視察場所、調査項目、視察目的、施策等の概要、考察、議員意見等について記載する。また、視察先で貰った資料や交換名刺は末尾に別添する。 ・報告書は1カ月を目途に提出するが、ホームページでの公開は、政務活動費の収支報告と合わせて行う。 ※各幹事長のUSBに報告書様式のデータを保存済み。 ※令和4年5月中に公開予定(会派の行政視察があれば公開)	検討終了	①
14-1	その他	議員研修(全国都市問題会議等)の検討<第17期の取扱い>	《決定事項》 ・令和2、3年度の全国都市問題会議が中止となり、令和4年度に3カ年分の18人が参加対象となるが、第17期の取扱いを変更して、全国都市問題会議に参加する予算計上はしない。 ・全国都市問題会議への参加に係る3カ年の予算対応について、議場のモニター整備と、より一般質問をしやすくようにパネル等の使用に係る部分を軽減していく内容で予算要望する。 ※議場の前・後面へのモニター設置とiPad等の端末からの資料表示に係る経費について予算要求済み。	検討終了 ※	①

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋ほか

ver040120

No.	分類	項目	《主な意見》《決定事項》等	検討結果	検討優先度
14-2	その他	議員研修(全国都市問題会議等)の検討 ＜第18期の取扱い＞	《委員長提案1》 ・来期に向けて、しっかりとした形で申し送りしていきたい。第15期と第16期のそれぞれの4年間で、全国都市問題会議に参加するために予算措置した経費を積み上げて、それを議員数で割れば、各期における1人当たりの費用が算出できる。いろいろな研修に行きたいとの思いであれば、その費用を政務活動費に加算する手法を取ってみてはどうか。全ての議員に対して、全国都市問題会議で執行した費用を振り分けて、政務活動費に配分する形で研修費に充てていく案である。 《試算1》 ・過去2期分の実績から試算すると、議員1人当たりの政務活動費は、月額で1,822円加算されて1万6,822円となり、年額では2万1,864円加算されて20万1,864円となる。 《主な意見》 ・政務活動費に上積みして会派の活動に生かしていく。ただし、試算された金額でよいのかを含めて、しっかりと議論した上でやっていかなければならない。条例改正は度々できないので、一定時間をかけて議論したほうがよい。なくなった予算を積むといったものではなく、政務活動費としてしっかりと検討する必要がある。議員の研修充実に必要なに足りているのかを議論させていただき、決定していきたい。 ・試算のように政務活動費に上乗せする意見と、研修費という形の中で新たな項目を付けて活用できないかとの意見が出た。政務活動費に上乗せする場合は、条例改正が必要になる点も踏まえて、政務活動費の中での一定の割合で研修に使えるようにするものである。幅広い視点を持てるような形の研修会へ積極的に参加することが大切であると考えている。 ・政務活動費に上乗せすることは、市民への説明責任を果たしていかなければならない。1議員が4年に1回使うと決めたほうがよいのか、もしくは政務活動費のルールの中で自由に使ってよいのかなど、少し微妙なところがある。事務局が随行と会計処理をしていたが、どう処理するのか。政務活動費を増額せずに、違う研修にも行ける形で整理することがよい。ただし、4年間に好きに行ってもよいとなると集中すれば予算措置も難しい。 ・全国都市問題会議に限定するものではなく、政務活動費に上乗せして、充実した研修を選択して行けるようにしてはとの意見であった。 ・趣旨を反映するとすれば、政務活動費の中で研修の経費として使っていただくことが一つである。後は、現に予算計上されているが、議員団研修の経費に上乗せすることも一つである。 ・いろいろな意見が出たので、まとめるのが難しい状況である。政務活動費に入れ込むことは、市民側から見ても抵抗がある。今後の検討課題にさせていただきたい。 《委員長提案2》 ・政務活動費を減らして、研修費を増やすという思いの中で整理していくほうが理解できるのではないか。いろいろな研修に使うという意見もあったので、ただ単純に増強するのではなく、研修という部分を残しながらそのような整理の仕方にすれば、条例改正するときも市民理解や説明責任も果たせる。 《試算2》 ・月額1万5,000円で年額18万円の政務活動費であるが、上乗せする試算では月額1,800円程度で年額2万円ほどの増額となり、トータルすると年額20万円程度となる。例えば、政務活動費を月額1万円年額12万円として、残りの年額8万円を研修費とすれば、研修費に上積みしたことが見える。市民理解の部分から、なぜ政務活動費に積み増したのかということに対する考え方も出てくる。試算した2万円が8万円の研修費の中に吸収される案である。 《決定事項》 ・第18期の取扱いであり時間はあるが、一定の基本路線だけはまとめていきたい。 ・再度会派に持ち帰って、今後、議会全体としてどのようにしていくのかに議論を集中して検討いただき、意見を集約した中で、できれば17期中に整理したい。	検討継続	①

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No. 1 4－2 議員研修（全国都市問題会議等）の検討 【その他】
 ＜第１８期の取扱い＞

《提案内容》

- ・ １７期はどうするのか。行った人と行かなかった人がいる。（コロナ禍、残りの期間で都市問題会議だけで未だの議員全員が対応できない。議長会フォーラム等、議長が認める研修も含めて全員がどこかに参加できるようにすべき。
- ・ そのうえで、１８期に向けたルール作りを１年余で考えていく。

○前回の内容等

《委員長提案１》

- ・ 来期に向けて、しっかりとした形で申し送りしていきたい。第１５期と第１６期のそれぞれの４年間で、全国都市問題会議に参加するために予算措置した経費を積み上げて、それを議員数で割れば、各期における１人当たりの費用が算出できる。いろいろな研修に行きたいとの思いであれば、その費用を政務活動費に加算する手法を取ってみてはどうか。全ての議員に対して、全国都市問題会議で執行した費用を振り分けて、政務活動費に配分する形で研修費に充てていく案である。

《試算１》

- ・ 過去２期分の実績から試算すると、議員１人当たりの政務活動費は、月額で１，８２２円加算されて１万６，８２２円となり、年額では２万１，８６４円加算されて２０万１，８６４円となる。

《主な意見》

- ・ 政務活動費に上積みして会派の活動に生かしていく。ただし、試算された金額でよいのかを含めて、しっかりと議論した上でやっていかなければならない。条例改正は度々できないので、一定時間をかけて議論したほうがよい。なくなった予算を積むといったものではなく、政務活動費としてしっかりと検討する必要がある。議員の研修充実に本当に足りているのかを議論させていただき、決定していきたい。
- ・ 試算のように政務活動費に上乗せする意見と、研修費という形の中で新たな項目を付けて活用できないかとの意見が出た。政務活動費に上乗せする場合は、条例改正が必要になる点も踏まえて、政務活動費の中での一定の割合で研修に使えるようにするものである。幅広い視点を持てるような形の研修会へ積極的に参加することが大切であると考えている。
- ・ 政務活動費に上乗せすることは、市民への説明責任を果たしていかなければならない。１議員が４年に１回使うと決めたほうがよいのか、もしくは政務活動費のルールの中で自由に使ってよいのかなど、少し微妙なところがある。事務

局が随行と会計処理をしていたが、どう処理するのか。政務活動費を増額せずに、違う研修にも行ける形で整理することがよい。ただし、4年間に好きに行ってもよいとなると集中すれば予算措置も難しい。

- ・全国都市問題会議に限定するものではなく、政務活動費に上乗せして、充実した研修を選択して行けるようにしてはとの意見であった。
- ・趣旨を反映するとなれば、政務活動費の中で研修の経費として使っていただくことが一つである。後は、現に予算計上されているが、議員団研修の経費に上乗せすることも一つである。
- ・いろいろな意見が出たので、まとめるのが難しい状況である。政務活動費に入れ込むことは、市民側から見ても抵抗がある。今後の検討課題にさせていただきたい。

《委員長提案2》

- ・政務活動費を減らして、研修費を増やすという思いの中で整理していくほうが理解できるのではないか。いろいろな研修に使うという意見もあったので、ただ単純に積増しするのではなく、研修という部分を残しながらそのような整理の仕方にすれば、条例改正するときも市民理解や説明責任も果たせる。

《試算2》

- ・月額1万5,000円で年額18万円の政務活動費であるが、上乗せする試算では月額1,800円程度で年額2万円ほどの増額となり、トータルすると年額20万円程度となる。例えば、政務活動費を月額1万円で年額12万円として、残りの年額8万円を研修費とすれば、研修費に上積みしたことが見える。市民理解の部分から、なぜ政務活動費に積み増ししたのかということに対する考え方も出てくる。試算した2万円が8万円の研修費の中に吸収される案である。

《決定事項》

- ・第18期の取扱いであり時間はあるが、一定の基本路線だけはまとめていきたい。
- ・再度会派に持ち帰って、今後、議会全体としてどのようにしていくのかに議論を集中して検討いただき、意見を集約した中で、できれば17期中に整理したい。

○今回の検討事項

- ・第18期に向けたルール作り

議会運営委員会 行政視察の状況

年度	視察日	視察先、視察内容
令和3年度	-	※新型コロナウイルス感染症のため中止
令和2年度	-	※新型コロナウイルス感染症のため中止
令和元年度	平成31年4月16日～4月17日	山口県山陽小野田市議会 議会政策討論会、議会市民懇談会、議会カフェ 等
		広島県呉市議会 災害発生時の対応要領、議事堂探訪ツアー、議会図書室の整備 等
平成30年度	平成30年4月16日～4月17日	愛知県岩倉市議会 情報公開No.1を目指す取組み、議会基本条例の検証 等
		三重県鳥羽市議会 通年会期の採用、TOBAミライトーク、IT化の推進 等
平成29年度	平成29年4月20日～4月21日	神奈川県横須賀市議会 IT化の取り組みについて 等
		岐阜県可児市議会 地域課題懇談会について 等
平成28年度	平成28年4月13日～4月14日	岐阜県高山市議会 市民意見交換会について、政策提言について、政策討論会について
		三重県議会 みえ高校生県議会について、みえ現場de県議会について、予算決算常任委員会、通年議会について
平成27年度	平成27年4月16日～4月17日	三重県四日市市議会 議会機能の強化について、市民参加の拡充について
		石川県加賀市議会 議会基本条例の検証について、予算、決算審査について、市民参加の拡充について

Ⅲ 先例・申合せ

第6章 発言

〔9〕 その他

131 本会議場でパソコン等を持ち込み使用する場合は次のとおり行う。

(1) パソコン等の使用目的は会議に関する資料の閲覧及び簡易なメモ書き等とする。

(2) 外部通信をしてはいけない。

○平成23年5月24日議会運営委員会決定

第8章 委員会

〔8〕 その他

178 委員が委員会で携帯端末、パソコン等を持ち込み使用する場合は次のとおり行う。

(1) 使用用途は会議に関する資料の閲覧、情報の検索及び簡易なメモ書き等とする。

(2) インターネット接続は会議に必要な範囲で行い、会議中に会議内容等を外部発信してはならない。

(3) 委員長が、委員の情報端末、パソコン等の使用に関し問題があると判断したときは持ち込みを禁止する。

○平成23年5月24日議会運営委員会決定

○平成24年8月28日議会運営委員会決定によりインターネット接続ができることとした。

本会議場に、亀岡市議会タブレット端末を持ち込み、使用することができる。

(1) 亀岡市議会タブレット端末の使用は、亀岡市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準による。

(2) 亀岡市議会タブレット端末以外の携帯端末、パソコン等を持ち込む場合は、外部通信をしてはいけない。

案

亀岡市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、亀岡市議会（以下「市議会」という。）におけるタブレット端末及び付属品（以下「端末等」という。）、文書共有システムの取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1)「文書共有システム」とは、電子化された議会情報文書等を、情報通信技術を用いて閲覧等ができる仕組みをいう。
- (2)「アカウント」とは、通信ネットワークやコンピュータ等にログインするための権利のことをいう。
- (3)「会議」とは、市議会における全ての会議をいう。

(システムの使用)

第3条 文書共有システム（以下「システム」という。）を使用することができる者は、アカウントを持つ市議会議員及び議会事務局職員（以下「議員等」という。）並びに市職員とする。

(端末等の貸与等)

第4条 議長は、議員等が効率的かつ効果的に議会運営及び議員活動を行うため、議員等に端末等を貸与することができる。

- 2 端末等の貸与を受けようとする者は、亀岡市議会タブレット端末借用証（第1号様式）を議長に提出しなければならない。
- 3 端末等の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、端末等を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 使用者は、貸与された端末等の使用権限がなくなったときは、速やかに返却しなければならない。返却するときは、パスワードの解除及び使用者固有のデータの消去を行い、返却しなければならない。

(端末等の取扱い)

第5条 使用者は、貸与された端末等を善良な管理者として適切に管理するものとする。

- 2 使用者は、議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁外においても端末等を必要に応じて、携帯するものとする。

(事故等のあった場合の責任と対応措置)

第6条 使用者は、端末等の盗難、紛失等の事故が生じた場合は、亀岡市議会タブレット端末事故報告書（第2号様式）により直ちに議長に報告するものとする。

- 2 端末等の盗難及び紛失等による個人情報の漏えい等の事故の責任は、当該使用者において誠実に対応するものとする。
- 3 使用者は、端末等を損失し、又は破損したときは、当該使用者の負担によりその費用を弁償するものとする。ただし、使用者の責めに帰することができない事由によることが明らかなときは、この限りでない。

(使用制限)

第7条 端末等の使用に当たって、次に掲げる事項は、これを制限する。ただし、議長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 会議において、当該会議の目的以外に端末等を使用すること。
- (2) 国外でモバイルデータ通信を利用すること。
- 2 議長又は会議の長は、使用者が前項の規定に違反したときは、注意喚起又は端末等の使用を停止させるなど、適切に対処するものとする。

(禁止事項)

第8条 端末等の使用に当たって、次に掲げる事項は、これを禁止する。ただし、議長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 端末等の改造及び交換並びにソフトウェアの導入及び削除をすること。
- (2) 文書共有システムに接続して得た情報のうち、個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
- (3) 他者を誹謗中傷する情報を発信することや他人の迷惑になる行為を行うこと。
- (4) 会議中に録音し、又は録画等をする事。
- (5) ウイルス感染のおそれのある外部端末への端末等の接続
- (6) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める事項
- 2 議長又は会議の長は、使用者が前項の規定に違反したときは、注意喚起又は端末等の使用を停止させるなど、適切に対処するものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 情報の受信及び発信は、議員等の責任において行うものとする。
- (2) 議員等は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 個人情報をディスプレイに表示する際には、第三者にディスプレイを見られることのないよう留意すること。
- (4) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、亀岡市議会タブレット端末事故報告書(第2号様式)により議長に報告するとともに必要な措置を講ずること。
- (5) 端末等及びシステムを使用するときは、パスワードを設定するものとし、パスワードの管理は、当該使用者が適正に行うこと。

(セキュリティ対策)

第10条 使用者は、市の情報及びシステムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(通知、届出等)

第11条 使用者は、使用者間で通知、届出等をシステムにより行うことができる。ただし、文書によることが必要なときは、文書により通知、届出等を行うものとする。

2 前項前段の場合において、機器、通信回線等に不具合等が生じたときは、復旧するまでの間、文書により通知、届出等を行うものとする。

(協議事項)

第12条 端末等及びシステム等の使用に問題又は疑義が生じたときは、議会運営委員会で協議するものとする。また、必要に応じて市長等執行機関と調整するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 年 月 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

亀岡市議会タブレット端末借用証

1 亀岡市議会タブレット端末 1台（端末管理番号 ）

上記のとおり借用します。

なお、亀岡市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準に基づき、紛失等の場合には実費弁償します。

年 月 日

亀岡市議会議長 様

亀岡市議会議員

第2号様式（第6条・第9条関係）

年 月 日

亀岡市議会議長 様

亀岡市議会議員

亀岡市議会タブレット端末事故報告書

下記のとおりタブレット端末における事故を報告します。

記

端 末 管 理 番 号	
事 故 内 容	破損 ・ 故障 ・ 盗難 ・ 紛失 ・ 情報漏えい ・ その他
事 故 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時
事 故 詳 細	(具体的な事故内容及び対応状況)
盗難届の受理番号 (盗難・紛失の場合)	